

労働者派遣法に基づくマージン率の公開について

対象期間：2025 年 5 月 1 日～2026 年 4 月 30 日

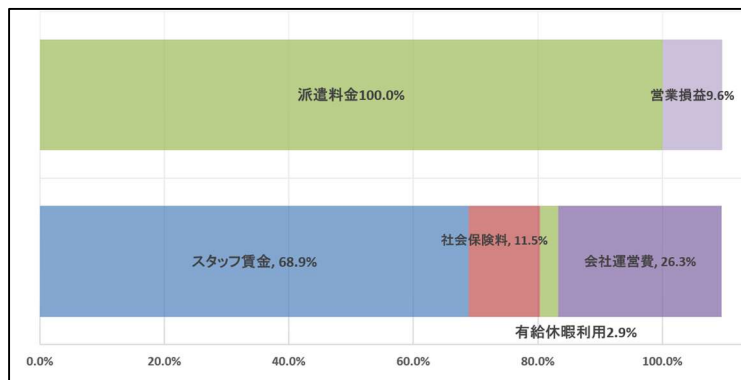
平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣料金の平均額

派遣労働者の数	11 人
派遣先の数	5 件
マージン率	31.1%
派遣料金の 1 人あたりの平均額	31,490 円 (1 日 8 時間当たり換算, 消費税込)
派遣社員の賃金の平均	21,700 円 (1 日 8 時間当たり換算, 通勤交通費含)
労使協定を締結状況	協定を締結している 有効期間: 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 対象となる派遣労働者の範囲: 全ての派遣労働者
キャリア形成・教育訓練に関する事項	入職時研修、安全衛生研修、OA 研修、 階層別研修、リーダーシップ研修、等
福利厚生	年次有給休暇、定期健康診断

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の 68.9%です。次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 11.5%となります。またスタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金は請求できませんが、会社としては、スタッフの雇用とし



て賃金の支払いが生じる為、その引当分としての費用が含まれています。その他、研修諸費用、会社営業担当者やコーディネーターの人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかります。これら全てを合計すると派遣料金総計の 109.6%となり、その差額は 9.6%の営業損失となります。